

新型コロナウイルス関連 **中小企業、小規模事業者の皆様向けの支援施策**

	状 況	支 援 施 策	内 容	問 い 合 せ
給 付 金	業績悪化（売上減少）した場合	<a href="#">月次支援金【国】</a> 申請期間 対象月の翌月から2か月間	緊急事態宣言等に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛を受け、売上が50%以上減少した場合 上限 20万円（法人） 10万円（個人）	月次支援金事務局相談窓口 0120-211-240
	業績悪化（売上減少）した場合	<a href="#">東京都中小企業者等月次支援給付金【国】</a> 申請期間 7・8月分 ～令和4年1月14日（金）まで 9月分 ～令和4年1月31日（月）まで 10月分 ～令和4年2月28日（月）まで	緊急事態宣言等に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛を受け、売上が30%以上減少または、二か月連続で15%以上減少している場合 上限 5万円～60万円	東京都中小企業者等月次支援給付金コールセンター 03-6740-5984

	支 援 施 策	内 容	問 い 合 せ
融 資	<a href="#">青梅市新型コロナウイルス緊急対策資金</a>	運転資金 限度額 1,000万円 据置期間1年を含む7年以内の元本均等償還 年利1.2%（3年間は、全額市負担 4年目以降は1/2市負担） 信用保証料全額青梅市補助 売上げ減少15%以上 令和2年4月17日から、令和4年3月31日まで	青梅市商工観光課商工労政係 0428-22-1111（内線 2341・2342）
	<a href="#">セーフティネット保証（4号・5号）、危機関連保証</a>	国の基準に基づき、売上高等が減少している中小企業を所在する区市町村長が認定することで、一般保証枠と別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度	青梅市役所商工観光課商工労政係 0428-22-1111（内 2341・2342）
	<a href="#">緊急小口資金/総合支援資金</a>	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、 <b>無利子/無保証</b> で貸し付ける制度 限度額 <b>緊急 20万円以内 総合 20万円以内</b>	青梅市社会福祉協議会 0428-22-1233

相 談 等	<a href="#">青梅商工会議所</a>	資金繰りや経営全般に関すること 0428-23-0123
	<a href="#">青梅市商工観光課</a>	制度全般やセーフティネットなど 0428-22-1111（内 2341・2342）
	<a href="#">東京都産業労働局金融部金融課金融課</a> <a href="#">中小企業振興公社</a>	資金繰り、都制度 03-5320-4877 専門家派遣など 03-3251-7881
	<a href="#">経済産業省</a>	<a href="#">東京信用保証協会</a> 03-3272-3002 <a href="#">東京都よろず支援拠点</a> （土日）090-8452-1521・090-8452-5270 （平日）03-6205-4728

青梅市役所商工観光課商工労政係 0428-22-1111（内 2341・2342）